

自家用燃料供給施設整備支援事業及び
緊急物資輸送車両燃料確保対策事業実施要領
(令和5年度)

公益社団法人長野県トラック協会

この要領は、「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱」及び「緊急物資輸送車両燃料確保対策事業要綱」に基づき、災害発生時における実施取扱方法を下記により定めるものとする。

(緊急物資輸送車両の出動)

第1条 公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という)は、大規模災害等が発生した場合、地方公共団体、公益社団法人全日本トラック協会等の要請を受け、緊急物資輸送車両の出動を行うものとする。

(会員事業者に対する緊急物資輸送車両派遣の要請)

第2条 県ト協は、会員事業者(以下「会員」という)に対して、緊急物資輸送車両派遣の要請を行う。

(燃料等の補給)

第3条 緊急物資輸送車両派遣の要請を受けた会員で、当該車両の運行に必要な燃料が確保できない場合は、県ト協が指定する会員の自家用燃料供給施設(以下「インタンク」という)において給油を行う。

(自家用燃料供給施設整備支援事業助成金の交付を受けたインタンクで給油した場合)

第4条 「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱」に基づき、当該施設を整備した会員(以下「協力A会員」という)のインタンクで給油した場合。

(1) 給油代金の請求

協力A会員は、給油代金を緊急物資輸送車両派遣会員に直接請求する。

この場合の燃料価格は、協力A会員が直近で仕入れた燃料価格とする。

(県ト協備蓄燃料による場合)

第5条 「緊急物資輸送車両燃料確保に関する協定書」を締結した会員(以下「協力B会員」という)のインタンクで給油した場合。

(1) 保管燃料の管理

協力B会員は、「緊急物資輸送車両燃料確保に関する協定書」に基づき、燃料の入出庫の状況を様式1「長野県トラック協会備蓄燃料管理表」に必要事項を記入し、状況を管理しなければならない。

(2) 給油量の報告

緊急物資輸送車両に燃料を給油した場合は、様式2「緊急物資輸送車両等給油報告書」を作成し県ト協に送付する。

(3) 給油代金の請求

県ト協は、「緊急物資輸送車両給油報告書」に基づき、給油代金を緊急物資輸送車両派遣会員に請求する。

この場合の燃料価格は、先に締結した「緊急物資輸送車両燃料確保に関する協定書」第2条第2項によるものとする。

(本実施要領に関する調査協力義務)

第6条 この実施要領で給油を受けた会員又は前5条の協力会員Bは、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。

(給油代金の返還)

第7条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した給油代金の全部若しくは一部の返納を命じることができる。

(1) この要領その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により給油代金の交付を受けたとき

(その他)

第8条 この実施要領に定めのない事項については、関係者双方協議のうえ決定する。

(附則) この要領は、令和5年4月1日から施行する。